

傷害保障特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通共済約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
事故	第1条（共済金を支払う場合）（1）に規定する事故をいいます。
傷害共済金	傷害死亡共済金、傷害後遺障害共済金、傷害入院共済金、傷害手術共済金および傷害通院共済金をいいます。
免責期間	傷害入院共済金および傷害通院共済金の支払の対象とならない期間をいいます。

第1条（共済金を支払う場合）

- （1）当会は、被共済者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対して、この特約、普通共済約款およびこの共済契約に付帯された他の特約の規定に従い傷害共済金を支払います。
- （2）当会は、（1）の傷害共済金のうち、被共済者が加入するタイプ、オプション契約に応じ、傷害入院共済金、傷害手術共済金、傷害通院共済金、傷害死亡共済金、傷害後遺障害共済金を支払います。
- （3）当会は、傷害の原因となった事故の発生が保障期間中であつた場合に限り、傷害共済金を支払います。
- （4）普通共済約款「用語の説明」に規定する支払事由は、この特約においては、（1）の傷害を被つたことをいいます。

第2条（共済金を支払わない場合—その1）

- （1）当会は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、傷害共済金を支払いません。
 - ① 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失。ただし、傷害共済金を支払わないのはその被共済者の被った傷害に限ります。

- ② 共済金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が傷害死亡共済金の一部の受取人である場合には、傷害共済金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被共済者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、傷害共済金を支払わないのはその被共済者の被った傷害に限ります。
- ④ 被共済者が次のいずれかに該当する間に生じた事故。ただし、傷害共済金を支払わないのはその被共済者の被った傷害に限ります。

ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間

イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ^{（注2）}シンナー等^{（注3）}の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

- ⑤ 被共済者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、傷害共済金を支払わないのはその被共済者の被った傷害に限ります。
- ⑥ 被共済者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被共済者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会が共済金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、共済金を支払います。
- ⑧ 被共済者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪ 核燃料物質^{（注4）}もしくは核燃料物質^{（注4）}によって汚染された物^{（注5）}の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

（2）当会は、次のいずれかに該当する事由に対しては、傷害共済金を支払いません。

- ①被共済者が頸部^{けい}症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合、その症状の原因がいかなるときでも、共済金を支払いません。
- ②被共済者の入浴中の溺水^{（注6）}。ただし、入浴中の溺水^{（注6）}が、当会が共済金を支払うべき傷害によって生じた場合には、共済金を支払います。
- ③被共済者の誤嚥^{えん}^{（注7）}によって生じた肺炎。この場合、誤嚥^{えん}^{（注7）}の原因がいかなるときでも、共済金を支払いません。

(注1) 法令に定められた運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

(注2) 危険ドラッグ

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。

(注3) シンナー等

毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。

(注4) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注5) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注6) 溺水

水を吸引したことによる窒息をいいます。

(注7) 誤嚥^{えん}

食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入することをいいます。

第3条（共済金を支払わない場合—その2）

当会は、被共済者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害共済金を支払いません。ただし、傷害共済金を支払わないのはその被共済者の被った傷害に限ります。

① 被共済者が別表1に掲げる運動等を行っている間

② 被共済者の職業が別表2に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被共済者がその職業に従事している間

③ 被共済者が次に掲げるいずれかに該当する間

ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、共済金を支払います。

イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、共済金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第4条（傷害死亡共済金の支払）

当会は、被共済者が第1条（共済金を支払う場合）（1）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、傷害死亡・後遺障害共済金額の全額^{（注1）}を傷害死亡共済金として法定相続人^{（注2）}に支払います。

（注1）傷害死亡・後遺障害共済金額の全額

既に支払った傷害後遺障害共済金がある場合は、傷害死亡・後遺障害共済金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

（注2）法定相続人

法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第5条（傷害後遺障害共済金の支払）

（1）当会は、被共済者が第1条（共済金を支払う場合）（1）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を傷害後遺障害共済金として被共済者に支払います。

傷害死亡・後遺障害 共済金額	×	別表3に掲げる各等級の後遺 障害に対する共済金支給割合	=	傷害後遺障害 共済金の額
-------------------	---	--------------------------------	---	-----------------

（2）（1）の規定にかかわらず、被共済者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被共済者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、（1）のとおり算出した額を傷害後遺障害共済金として支払います。

（3）別表3の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

（4）同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会は、傷害死亡・後遺障害共済金額に次の共済金支払割合を乗じた額を傷害後遺障害共済金として支払います。

- ① 別表3の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する共済金支払割合
- ② ①以外の場合で、別表3の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する共済金支払割合

③ ①および②以外の場合で、別表3の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する共済金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する共済金支払割合の合計の割合が上記の共済金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を共済金支払割合とします。

④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する共済金支払割合

(5)既に後遺障害のある被共済者が第1条（共済金を支払う場合）(1)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、傷害死亡・後遺障害共済金額に次の割合を乗じた額を傷害後遺障害共済金として支払います。

別表3に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する共済金支払い割合

－

既にあった後遺障害に該当する等級に対する共済金支払割合

=

適用する割合

(6)(1)から(5)までの規定に基づいて、当会が支払うべき傷害後遺障害共済金の額は、保障期間を通じ、傷害死亡・後遺障害共済金額をもって限度とします。

第6条（傷害入院共済金および傷害手術共済金の支払）

(1)当会は、被共済者が第1条（共済金を支払う場合）(1)の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合（以下この状態を「傷害入院」といいます。）は、その期間に対して、次の算式によって算出した額を傷害入院共済金としてその被共済者に支払います。

傷害入院共済金日額

×

傷害入院の日数^(注1)

= 傷害入院共済金の額

(2)(1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置^(注2)であるときには、その処置日数を含みます。

(3)被共済者が傷害入院共済金の支払を受けられる期間中にさらに傷害入院共済金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会は、重複しては傷害入院共済金を支払いません。

(4)当会は、被共済者が事故の発生日^(注3)からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、第1条（共済金を支払う場合）(1)の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、傷害手術共済金としてその被共済者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります^(注4)

① 入院中^(注5)に受けた手術の場合

$$\boxed{\text{傷害入院共済金日}} \times 10 = \boxed{\text{傷害手術共済金の額}}$$

上記金額に加え、1月1日時点で65歳未満の被共済者に対しては、傷害入院共済金支払対象期間中に負担した次に掲げる費用を支払います。

- ・手術を伴う傷害入院を開始した日以降^(注6)に被共済者が負担した差額ベッド代^(注7)

ただし、入退院毎に15,000円×入院日数を限度とし、1事故に基づく傷害について100万円を限度とします。

② ①以外の手術の場合

$$\boxed{\text{傷害入院共済金日}} \times 5 = \boxed{\text{傷害手術共済金の額}}$$

(5)当会は、被共済者が(4)に規定する手術を受けた場合においても、その被共済者が事故の発生の日^(注3)から起算して免責期間経過後に傷害入院または第7条（傷害通院共済金の支払）(1)に規定する傷害通院に該当するときに限り、傷害手術共済金を支払います。

(注1) 傷害入院の日数

180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日^(注3)からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、傷害入院共済金を支払いません。

(注2) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(注3) 事故の発生の日

傷害共済金を支払いうる傷害の原因となった事故の発生の日をいいます。

(注4) 1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります

1事故に基づく傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。

(注5) 入院中

第1条（共済金を支払う場合）(1)の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

(注6) 手術を伴う傷害入院を開始した日以降

1 事故に基づく傷害入院において、初回の手術を伴う傷害入院より以前の傷害入院は含みません。

(注 7) 差額ベッド代

特別の療養環境の病室に入院する場合において負担する一般室との差額をいいます。

第 7 条 (傷害通院共済金の支払)

(1) 当会は、被共済者が第 1 条 (共済金を支払う場合) (1) の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合 (以下この通院を「傷害通院」といいます。) は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を傷害通院共済金としてその被共済者に支払います。

$$\boxed{\text{傷害通院共済金日額}} \times \boxed{\text{傷害通院の日数 (注 1)}} = \boxed{\text{傷害通院共済金の額}}$$

(2) (1) の傷害通院が骨折^(注 2)・関節脱臼^(注 3)・腱の断裂^(注 4)の治療を目的とした場合には、傷害一時金として 3 万円を支払います。ただし、1 事故に基づく傷害について、1 回の支払となります。

(3) 当会は、(1) および (2) の規定にかかわらず、第 6 条 (傷害入院共済金および傷害手術共済金の支払) の傷害入院共済金が支払われるべき期間中の通院に対しては、傷害通院共済金を支払いません。

(4) 当会は、事故の発生の日^(注 5) から起算して免責期間を経過するまでの期間に対しては、傷害通院共済金を支払いません。

(5) 被共済者が傷害通院共済金の支払を受けられる期間中にさらに傷害通院共済金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会は、重複しては傷害通院共済金を支払いません。

(注 1) 傷害通院の日数

90 日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日^(注 5) からその日を含めて 180 日を経過した後の通院に対しては、傷害通院共済金を支払いません。

(注 2) 骨折

骨折とは、骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折 (特発性骨折を含みます。) を除きます。

(注 3) 関節脱臼

関節脱臼とは、関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復的脱臼を除きます。

(注 4) 腱の断裂

腱の断裂とは、腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾病を原因とする腱の断裂を除きます。

(注5) 事故の発生の日

傷害共済金を支払いうる傷害の原因となった事故の発生の日をいいます。

第8条（死亡の推定）

被共済者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被共済者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被共済者が第1条（共済金を支払う場合）

(1)の傷害によって死亡したものと推定します。

第9条（他の傷害または疾病の影響）

(1)被共済者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により傷害が重大となった場合は、当会は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2)正当な理由がなく被共済者が治療を怠ったことまたは共済契約者もしくは共済金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第10条（事故の通知）

(1)被共済者が傷害を被った場合は、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生状況および傷害の程度を当会に通知しなければなりません。この場合において、当会が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被共済者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2)被共済者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、共済契約者または共済金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生状況を当会に書面により通知しなければなりません。(3)共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、また

はその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会は、それによって当会が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

第11条（共済金の請求）

（1）当会に対する共済金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

- ① 傷害死亡共済金については、その被共済者が死亡した時
- ② 傷害後遺障害共済金については、その被共済者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ③ 傷害入院共済金については、その被共済者が被った傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ④ 傷害手術共済金については、その被共済者が傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時
- ⑤ 傷害通院共済金については、その被共済者が被った傷害の治療を目的とした通院が終了した時、傷害通院共済金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

（2）被共済者または共済金を受け取るべき者が共済金の支払を請求する場合は、別表4の書類のうち当会が求めるものを当会に提出しなければなりません。

第12条（共済金の内払）

（1）普通共済約款基本条項第18条（共済金の支払時期）（1）の規定にかかわらず、傷害入院共済金を支払うべき場合において、共済金支払の対象となる入院期間が1か月以上継続した場合には、当会は、被共済者または共済金を受け取るべき者の申出ならびに普通共済約款基本条項第17条（共済金の請求）（2）および（5）の書類の提出により共済金の内払を行います。

（2）（1）の規定による共済金の支払は、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者と当会があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第13条（当会の指定する医師が作成した診断書等の要求）

（1）当会は、第11条（事故の通知）の規定による通知または第12条（共済金の請求）および普通共済約款基本条項第17条（共済金の請求）の規定による請求を受けた場合は、

傷害の程度の認定その他共済金の支払にあたり必要な限度において、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対し当会の指定する医師が作成した被共済者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2)(1)の規定による診断または死体の検案^(注1)のために要した費用^(注2)は、当会が負担します。

(注1) 死体の検案

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 費用

収入の喪失を含みません。

第14条（代位）

当会が傷害共済金を支払った場合であっても、被共済者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会に移転しません。

第15条（傷害死亡共済金受取人が複数の場合の取扱い）

(1) この共済契約について、傷害死亡共済金受取人が2名以上である場合は、当会は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の傷害死亡共済金受取人を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、傷害死亡共済金受取人の中の1名に対して行う当会の行為は、他の傷害死亡共済金受取人に対しても効力を有するものとします。

第16条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款およびこの共済契約に付帯された他の特約の規定を準用します。

別表1 第3条（共済金を支払わない場合—その2）①の運動等

山岳登はん^{（注1）}、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^{（注2）}操縦^{（注3）}、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^{（注4）}搭乗、ジャイロプレーン搭乗
その他これらに類する危険な運動

（注1）山岳登はん

ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）

（注2）航空機

グライダーおよび飛行船を除きます。

（注3）操縦

職務として操縦する場合を除きます。

（注4）超軽量動力機

モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

別表2 第3条（共済金を支払わない場合—その2）②の職業

オートテスター^{（注1）}、オートバイ競争選手、自動車競走選手、自転車競走選手、モーターボート^{（注2）}競争選手、猛獣取扱者^{（注3）}、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手^{（注4）}、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

（注1）オートテスター

テストライダーをいいます。

（注2）モーターボート

水上オートバイを含みます。

（注3）猛獣取扱者

動物園の飼育係を含みます。

（注4）ローラーゲーム選手レフリーを含みます。

別表 3 後遺障害等級表

等級	後 遺 障 害	共済金 支払割合
第 1 級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼 ^そ しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第 2 級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が 0.02 以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第 3 級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの (2) 咀嚼 ^そ しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第 4 級	(1) 両眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの (2) 咀嚼 ^そ しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節、近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%

第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節、近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの	42%

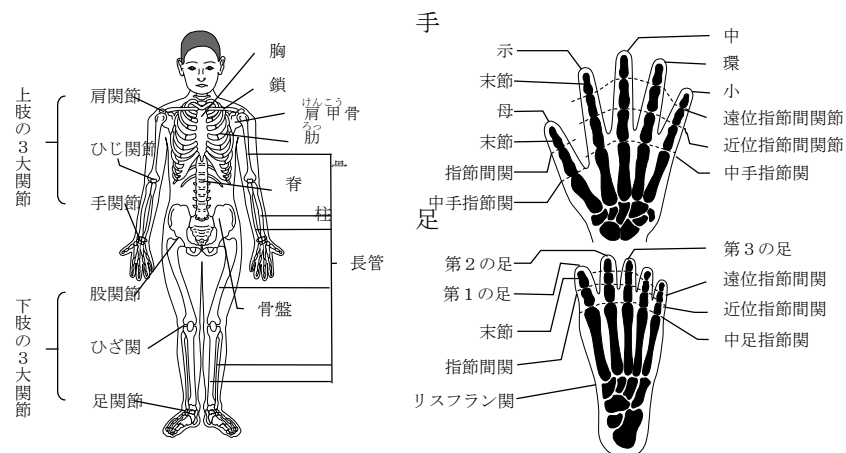
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの	34%
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%

第 1 0 級	(1) 1 眼の矯正視力が 0. 1 以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの (4) 1 4 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1 手の母指または母指以外の 2 の手指の用を廃したもの (8) 1 下肢を 3 cm 以上短縮したもの (9) 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指を失ったもの (1 0) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの (1 1) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの	2 0 %
第 1 1 級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 1 0 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が 1 m 以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1 耳の聴力が 4 0 cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1 手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したもの (1 0) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	1 5 %

第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10%
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

(注1) 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

(注2) 関節等の説明図



別表 4 共済金請求書類

提出書類	共済金種類				
	傷害死亡	傷害後遺障害	傷害入院	傷害手術	傷害通院
1. 共済金請求書	○	○	○	○	○
2. 当会の定める傷害状況報告書	○	○	○	○	○
3. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書	○	○	○	○	○
4. 死亡診断書または死体検案書	○				
5. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被共済者以外の医師の診断書		○	○	○	○
6. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○		○
7. 傷害死亡共済金受取人（傷害死亡共済金受取人を定めなかった場合は、被共済者の法定相続人）の印鑑証明書	○				
8. 被共済者の印鑑証明書		○	○	○	○
9. 被共済者の戸籍謄本	○				
10. 法定相続人の戸籍謄本（傷害死亡共済金受取人を定めなかった場合）	○				
11. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（共済金の請求を第三者に委任する場合）	○	○	○	○	○
12. その他当会が普通共済約款基本条項第18条（共済金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として共済契約締結の際に当会が交付する書面等において定めたもの	○	○	○	○	○

天災危険保障特約

第1条（共済金を支払う場合）

当会は、この特約により、傷害保障特約第2条（共済金を支払わない場合—その1）（1）⑩および⑫の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しても、傷害共済金を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第2条（共済金の支払時期）

普通共済約款基本条項第18条（共済金の支払時期）（1）の確認をするために、次表「事由」に掲げる特別な調査が不可欠な場合には、当会は、その調査を同条（2）の特別な照会または調査に加え、請求完了日^{（注）}からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、当会は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者または共済金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

事由	期間
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における普通共済約款基本条項第18条（1）①から⑤までの事項の確認のための調査	365日

（注）請求完了日

被共済者または共済金を受け取るべき者が普通共済約款基本条項第17条（共済金の請求）（2）および（3）の規定による手続きを完了した日をいいます。

第3条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、傷害保障特約および普通共済約款の規定を準用します。

共済掛金分割払特約（猶予期間延長用）

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通共済約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
口座振替	指定口座から口座振替により共済掛金を集金することをいいます。
共済掛金	この特約における「共済掛金」は、年間共済掛金額（月払共済掛金×12回）をいいます。
次回追加共済掛金払込期日	追加共済掛金払込期日の翌月の追加共済掛金払込期日をいいます。
次回共済掛金払込期日	共済掛金払込期日の翌月の共済掛金払込期日をいいます。
指定口座	共済契約者の指定する口座をいいます。
請求日	当会が追加共済掛金を請求した日をいいます。
追加共済掛金払込期日	変更確認書記載の払込期日をいいます。ただし、追加共済掛金の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当会の定める期日とします。
通知事項の通知	この共済契約に付帯される他の特約に定める通知義務の規定による通知をいいます。
提携金融機関	当会と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
分割追加共済掛金	追加共済掛金を変更確認書記載の回数に分割した金額であって、変更確認書に記載された金額をいいます。
分割共済掛金	共済掛金を12分割した金額とし、月払共済掛金をいいます。
共済掛金払込期日	共済掛金の払込期日をいいます。ただし、共済掛金の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当会の定める期日とします。
未払込分割共済掛金	共済掛金から既に払い込まれた共済掛金の総額を差し引いた額をいい、追加共済掛金がある場合は、追加共済掛金の総額および共済掛金総額から既に払い込まれた共済掛金の総額を差し引いた額をいいます。

第1条（共済掛金の分割払）

当会は、この特約により、共済契約者は共済掛金を12分割した金額を払い込むことを承認します。

第2条（共済掛金の払込方法）

- (1) 共済契約者は、共済契約締結の後、第1回分割共済掛金を共済掛金相当額の集金手続きを行いうる最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むことができます。
- (2) 第2回目以降分割共済掛金の払込方法が口座振替による場合において、共済掛金払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割共済掛金の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会は、共済掛金払込期日にその分割共済掛金の払込みがあったものとみなします。
- (3) 第2回目以降分割共済掛金の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割共済掛金の共済掛金払込期日が始期日の属する月の翌月末日までにあるときにおいて、共済契約者が第2回分割共済掛金を払い込むべき共済掛金払込期日までその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第3回分割共済掛金の共済掛金払込期日をその第2回分割共済掛金の共済掛金払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が共済契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

第3条（共済掛金領収前の事故）

- (1) 保障期間が始まった後でも、共済契約者が第1回分割保険料の払込みを怠ったことにより、次のいずれかに該当した場合は、当会は、共済金を支払いません。
 - ① この共済契約の第1回分割共済掛金の払込みを怠り、この共済契約の始期日から、第1回分割共済掛金を領収した時までの間にこの共済契約で定める共済金支払事由が生じていた場合
 - ② この共済契約の第1回分割共済掛金の払込みを怠り、この共済契約の始期日から、第1回分割共済掛金を領収した時までの間にこの共済契約で定める共済金支払事由の原因が生じていた場合
 - ③ この共済契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの共済契約における第1回分割共済掛金の払込みを怠り、その共済契約の始期日から、その共済契約の第1回分割共済掛金を領収した時までの間にこの共済契約で定める共済金支払事由の原因が生じていた場合
- (2) 共済契約者が第2回目以降分割共済掛金について、その分割共済掛金を払い込むべき共済掛金払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠ったことにより、次のいずれかに該当した場合は、当会は、共済金を支払いません。
 - ① この共済契約の第2回目以降分割共済掛金について、その分割共済掛金を払い込むべき共済掛金払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠り、その分割共済掛金の共済掛金払込期日の翌日以後、その分割共済掛金を領収した時までの間にこの共済契約で定める共済金支払事由が生じていた場合

②この共済契約の第2回目以降分割共済掛金について、その分割共済掛金を払い込むべき共済掛金払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠り、その分割共済掛金の共済掛金払込期日の翌日以後、その分割共済掛金を領収した時までの間にこの共済契約で定める共済金支払事由の原因が生じていた場合

③この共済契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの共済契約における第2回目以降分割共済掛金について、その分割共済掛金を払い込むべき共済掛金払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠り、その分割共済掛金の共済掛金払込期日の翌日以後、その分割共済掛金を領収した時までの間にこの共済契約で定める共済金支払事由の原因が生じていた場合

(3)(2)の規定にかかわらず、第2回目以降分割共済掛金の払込方法が口座振替による場合であって、共済契約者がその分割共済掛金の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当会は、「共済掛金払込期日の属する月の翌月末日」を「共済掛金払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会は共済掛金払込期日の属する月の翌々月の共済掛金払込期日に請求する分割共済掛金をあわせて請求できるものとします。ただし、この共済契約の保障期間中にこの規定^(注)が既に適用されている場合には、当会は、共済掛金契約者に対して、共済掛金払込期日到来前の分割共済掛金の全額を一括して請求できるものとします。

(注) この規定

第4条（追加共済掛金の払込方法）(8)③の規定ならびにこの共済契約に付帯される他の特約に定める「共済掛金払込期日の属する月の翌月末日」を「共済掛金払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加共済掛金払込期日の属する月の翌月末日」を「追加共済掛金払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第4条（追加共済掛金の払込方法）

- (1) 当会が、第6条（共済掛金の返還または請求）の規定による追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者は、請求日にその全額を一括して払い込まなければなりません。
- (2)(1)の規定にかかわらず、共済契約者は、追加共済掛金を変更確認書記載の回数および金額に分割して、次のとおり払い込むことができます。

区分	追加共済掛金の払込み
① 第1回分割追加共済掛金	請求日に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割追加共済掛金	追加共済掛金払込期日までに払い込むものとします。

- (3) 第2回目以降分割追加共済掛金の払込方法が口座振替による場合において、追加共済掛金払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割追加共済掛金の払

込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会は、追加共済掛金払込期日にその分割追加共済掛金の払込みがあったものとみなします。(4)当会は、共済契約者が第6条(共済掛金の返還または請求)①または②の規定による追加共済掛金の払込みを怠った場合^(注1)は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

(5)第6条(共済掛金の返還または請求)①の規定による追加共済掛金を請求する場合において、(4)の規定によりこの共済契約を解除できるときは、この共済契約に付帯される他の特約で別に定める場合を除き、当会は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当会は、その返還を請求することができます。

(6)第6条(共済掛金の返還または請求)②の規定による追加共済掛金を請求する場合において、(4)の規定によりこの共済契約を解除できるときは、当会は、通知義務の対象となる変更の事実が生じた後に発生したこの共済契約で定める共済金支払事由または共済金支払事由の原因に対しては、この共済契約に適用される普通共済約款および他の特約の規定に従い、共済金または共済金額を削減して支払います。

(7)第6条(共済掛金の返還または請求)③の規定により、追加共済掛金を請求する場合において、当会の請求に対して、共済契約者がその支払を怠ったときは、当会は、追加共済掛金領収前に生じたこの共済契約で定める共済金支払事由または共済金支払事由の原因に対しては、共済契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この共済契約に適用される普通共済約款および特約に従い、共済金を支払います。

(8)追加共済掛金が(2)の定めるところにより、分割して払い込まれる場合には、次のとおりとします。

①共済契約者が第1回分割追加共済掛金について、その払込みを怠った場合は、(5)から(7)までの規定を適用します。

②共済掛金契約者が第2回目以降分割追加共済掛金について、その分割追加共済掛金を払い込むべき追加共済掛金払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、その追加共済掛金払込期日の翌日以後に発生したこの共済契約で定める共済金支払事由または共済金支払事由の原因に対しては、共済金を支払いません。

③②の規定にかかわらず、第2回目以降分割追加共済掛金の払込方法が口座振替による場合であって、共済契約者がその分割追加共済掛金の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当会は、「追加共済掛金払込期日の属する月の翌月末日」を「追加共済掛金払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会は追加共済掛金払込期日の属する月の翌々月の追加共済掛金払込期日に請求する分割追加共済掛金をあわせて請求できるものとします。ただし、この共済契約の保障期間中にこの規定^(注2)が既に適用されている場合には、当会は、共済契約者に対して、追加共済掛金払込期日到来前の分割追加共済掛金の全額を一括して請求できるものとします。

(注1) 共済契約者が第6条（共済掛金の返還または請求）①または②の規定による追加共済掛金の払込みを怠った場合

当会が共済契約者に対し追加共済掛金を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。

(注2) この規定

第3条（共済掛金領収前の事故）(3)の規定ならびにこの共済契約に付帯される他の特約に定める「共済掛金払込期日の属する月の翌月末日」を「共済掛金払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加共済掛金払込期日の属する月の翌月末日」を「追加共済掛金払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第5条（分割共済掛金不払の場合の当会による共済契約の解除）

(1) 当会は、次のいずれかに該当する場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

① 共済掛金払込期日^(注1)の属する月の翌月末日までに、その共済掛金払込期日^(注1)に払い込まれるべき分割共済掛金^(注2)の払込みがない場合

② 共済掛金払込期日^(注1)までに、その共済掛金払込期日^(注1)に払い込まれるべき分割共済掛金^(注2)の払込みがなく、かつ、次回共済掛金払込期日^(注3)において、次回共済掛金払込期日^(注3)に払い込まれるべき分割共済掛金^(注2)の払込みがない場合

(2) (1)の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① (1)①による解除の場合は、その分割共済掛金^(注2)を払い込むべき共済掛金払込期日^(注1)または満期日のいずれか早い日

② (1)②による解除の場合は、次回共済掛金払込期日^(注3)または満期日のいずれか早い日

(注1) 共済掛金払込期日

第4条（追加共済掛金の払込方法）(2)の規定により追加共済掛金が分割して払い込まれる場合は、追加保険料払込期日を含みます。

(注2) 分割共済掛金

第4条(2)の規定により追加共済掛金が分割して払い込まれる場合は、分割追加共済掛金を含みます。

(注3) 次回共済掛金払込期日

第4条(2)の規定により追加共済掛金が分割して払い込まれる場合は、次回追加共済掛金払込期日を含みます。

第6条（共済掛金の返還または請求）

次のいずれかに該当する事由により共済掛金を返還または請求する場合には、当会は、普通共済約款およびこれに付帯される特約の共済掛金の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに次の共済掛金を返還または請求します。

- ①訂正の申出により契約内容を変更する場合において、共済掛金料率を変更する必要があるときには、変更前の共済掛金料率と変更後の共済掛金料率との差に基づき計算した共済掛金を返還または請求します。
- ②①のほか、共済契約締結の後、共済契約者が書面をもって共済契約の条件の変更を当会に通知し、承認の請求を行い、当会がこれを承認する場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、当会は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき計算した、未経過期間に対する共済掛金を返還または請求します。
- ③この共済契約が失効となった場合は、未経過期間に対する共済掛金と未払込分割共済掛金との差額を返還または請求します。
- ④第4条（追加共済掛金の払込方法）（4）ならびにこの共済契約に適用される普通共済約款および他の特約の規定に従い、当会がこの共済契約を解除した場合は、未経過期間に対する共済掛金と未払込分割共済掛金との差額を返還または請求します。
- ⑤この共済契約に適用される普通共済約款および他の特約の規定に従い、共済契約者または被共済者がこの共済契約を解除した場合は、既経過期間に対し月割^{（注）}をもって計算した共済掛金と既に領収した分割共済掛金との差額を返還または請求します。
- ⑥第5条（分割共済掛金不払の場合の当会による共済契約の解除）の規定により、この共済契約が解除となった場合は、既に払い込まれた既経過期間に対応する共済掛金は返還しません。

（注）月割

1 ヶ月に満たない期間はこれを切り上げて算出します。

第7条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款および普通共済約款に付帯される他の特約の規定を準用します。

疾病手術に伴う費用保障特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通共済約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
疾病手術費用共済金	この特約により保障される損害が生じた場合に、当会が被共済者に支払うべき金銭をいいます。
疾病入院	セーフティプラン疾病入院保険金の支払対象となる入院をいいます。
手術	「診療報酬の算定方法」 ^(注) において、手術料の対象とされる治療行為をいい、セーフティプラン疾病手術保険金の支払対象となる手術をいいます。 (注)「診療報酬の算定方法」 平成20年厚生労働省告示第59号により告示されたものをいいます。なお、この告示が改廃された場合は、改廃後の告示をいいます。
セーフティプラン疾病入院保険金	この特約が付帯された共済契約の引受けと同時に、引受け保険会社が引受けた保険契約に付帯された「疾病補償特約」「特定精神障害特約」で支払われる疾病入院保険金をいいます。

第1条（共済金を支払う場合）

- (1) 当会は、この特約により、1月1日時点で65歳未満の被共済者に対しては、疾病入院の期間中^(注)に被共済者が被共済者以外の医師による手術を受けた場合は、この特約および普通共済約款の規定に従い疾病手術費用共済金を支払います。
- (2) 当会は、保障期間中に被共済者が疾病入院を開始した場合に限り、疾病手術費用共済金を支払います。
- (3) 普通共済約款「用語の説明」に規定する支払事由は、この特約においては、(1)の疾病手術費用共済金を支払う原因となる疾病入院を開始したことをいいます。

(注) 疾病入院の期間中

疾病入院を開始した日からその日を含めてセーフティプラン疾病入院保険金の支払対象期間が満了するまでの間に限ります。

第2条（支払共済金）

- (1) 当会が支払うべき疾病手術費用共済金の額は、疾病入院の期間中(注1)に負担した次に掲げる費用とします。

・手術を伴う疾病入院を開始した日以降^(注2)に被共済者が負担した差額ベッド代^(注3)。
ただし、入退院毎に 15,000 円×入院日数を限度とし、1 回の疾病入院について 100 万円を限度とします。

(注 1) 疾病入院の期間中

疾病入院を開始した日からその日を含めてセーフティプラン疾病入院保険金の支払対象期間が満了するまでの間に限ります。

(注 2) 手術を伴う疾病入院を開始した日以降

一回の疾病入院において、初回の手術を伴う疾病入院より以前の疾病入院は含みません。

(注 3) 差額ベッド代

特別の療養環境の病室に入院する場合において負担する一般室との差額をいいます。

(2) 被保険者が転入院をした場合の、転入院前の入院と同一の疾病による転入院後の入院は 1 回の疾病入院とみなします。

(3) 疾病入院が終了した後、被共済者が、その疾病入院の原因となった疾病^(注1)によって再度疾病入院に該当した場合は、後の疾病入院と前の疾病入院とを合わせて 1 回の疾病入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて 180 日を経過した日の翌日以降に被共済者が再度疾病入院に該当した場合は、新たな疾病入院とみなします。

(4) 被共済者が疾病入院を開始した時に異なる疾病^(注2)を併発していたときまたは入院中に異なる疾病^(注2)を併発したときは、入院開始の直接の原因となった疾病による 1 回の疾病入院とみなします。

(注 1) その疾病入院の原因となった疾病

その疾病と医学上因果関係がある疾病を含みます。また、(4)の規定により入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病^(注2)による入院をあわせて 1 回の入院とみなす場合には、その異なる疾病^(注2)を含みます。

(注 2) 異なる疾病

入院開始の直接の原因となった疾病以外で、疾病入院に該当する入院の原因となる疾病をいいます。

第 3 条 (手術の通知)

(1) 被共済者が第 1 条 (共済金を支払う場合) の手術を受けた場合は、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

- ① 手術名または手術の内容を、その手術日からその日を含めて30日以内に、当会に通知すること。この場合において、当会が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被共済者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ② 他の保険契約等の有無および内容^(注)について遅滞なく当会に通知すること。

(2) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者は、(1)のほか、当会が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会が行う損害の調査に協力しなければなりません。

(3) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)または(2)の規定に違反した場合、または(1)の通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会は、それによって当会が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

(注) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第4条（共済金の請求）

(1) 当会に対する共済金請求権は、疾病入院が終了した時または疾病入院を開始した日からその日を含めてセーフティプラン疾病入院保険金の支払対象期間が満了した時のいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被共済者または共済金を受け取るべき者が、共済金の支払を請求する場合は、共済金請求書および次に掲げる書類のうち当会が求めるものを当会に提出しなければなりません。

- ① 当会の定める疾病状況報告書
- ② 当会の定める疾病の程度を証明する被共済者以外の医師の診断書
- ③ 入院日数等を記載した病院または診療所の証明書類
- ④ 手術を受けた病院または診療所の被共済者以外の医師の手術証明書
- ⑤ 差額ベッド代^(注)の支払を証明する書類
- ⑥ その他当会が普通共済約款基本条項第18条（共済金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として共済契約締結の際に当会が交付する書面等において定めたもの
- ⑦ 共済金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（共済金の請求を第三者に委任する場合）

(注) 差額ベッド代

特別の療養環境の病室に入院する場合において負担する一般室との差額をいいます。

第5条（共済金の内払）

疾病入院が1か月以上継続する場合には、当会は、被共済者または共済金を受け取るべき者の申出ならびに第4条（共済金の請求）（2）ならびに普通共済約款基本条項第17条（共済金の請求）（3）および同条（5）に定める書類の提出により疾病手術費用共済金の内払を行います。

第6条（当会の指定する医師が作成した診断書の要求）

- （1）当会は、第3条（手術の通知）の規定による通知または第4条（共済金の請求）および普通共済約款基本条項第17条（共済金の請求）の規定による請求を受けた場合は、共済金の支払にあたり必要な限度において、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対し当会の指定する医師が作成した被共済者の診断書の提出を求めることができます。
- （2）（1）の規定による診断のために要した費用^{（注）}は、当会が負担します。

（注）費用

収入の喪失を含みません。

第7条（代位）

- （1）差額ベッド代が生じたことにより被共済者が損害賠償請求権その他の債権^{（注）}を取得した場合において、当会がその差額ベッド代に対して共済金を支払ったときでも、その債権は当会に移転しません。

（注）損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。

がん治療サポート共済金特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通共済約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
医師	被共済者が医師の場合は被共済者以外の医師をいいます。
がん ^(注1)	平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、下記の基本分類コードに規定される内容によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を含みます。 がんの診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）により、医師によって診断されることを必要とします。ただし、病理組織学的所見が得られない場合には、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、その他の所見^(注2)による診断確定の根拠が合理的であると認められるときに限り、その他の所見^(注2)による診断確定も認めることがあります。 ア. 口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞・・・基本分類コードC00-C14 イ. 消化器の悪性新生物＜腫瘍＞・・・基本分類コードC15-C26 ウ. 呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞・・・基本分類コードC30-C39 エ. 骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞・・・基本分類コードC40-C41 オ. 皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞・・・基本分類コードC43-C44 カ. 中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞・・・基本分類コードC45-C49 キ. 乳房の悪性新生物＜腫瘍＞・・・基本分類コードC50 ク. 女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞・・・基本分類コードC51-C58 ケ. 男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞・・・基本分類コードC60-C63 コ. 腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞・・・基本分類コードC64-C68 サ. 眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞・・・基本分類コードC69-C72 シ. 甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞・・・基本分類コードC73-C75 ス. 部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞・・・基本分類コードC76-C80 セ. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの・・・基本分類コードC81-C96 ソ. 独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞・・・基本分類コード

用語	説明
	ドC97 タ. 真正赤血球増加症＜多血症＞・・・基本分類コードD45 チ. 骨髄異形成症候群・・・基本分類コードD46 ツ. リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）中の ・慢性骨髄増殖性疾患・・・基本分類コードD47. 1 ・本態性（出血性）血小板血症・・・基本分類コードD47. 3 ・骨髄線維症・・・基本分類コードD47. 4 ・慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕・・・基本分類コードD47. 5
がん治療サポート共済金	この特約および普通共済約款に基づき当会が支払う「がん 診断・治療一時金」および「上皮内新生物 診断一時金」を総称していいいます。
上皮内新生物 (注1)	厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、基本分類コードD00-D07, D09の「上皮内新生物＜腫瘍＞」(注1)に規定される内容によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類が施行された場合で、新たに「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を含みます。 上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）により、医師によって診断されることを必要とします。ただし、病理組織学的所見が得られない場合には、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、その他の所見(注2)による診断確定の根拠が合理的であると認められるときに限り、その他の所見(注2)による診断確定も認めることがあります。
継続契約	がん治療サポート共済金特約(注3)の保障期間の末日(注4)を保障期間の初日とするがん治療サポート共済金特約の契約をいいます。
初年度契約	継続契約以外のがん治療サポート共済金特約の契約をいいます。

(注1) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学（NCC監修）第3版（2021年改正版）」により、新生物の性状を表す第5桁コードとしてそれぞれ次のコード番号が付されたものであることを必要とします。なお、厚生労働大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状コードを表す第5桁コードが「悪性新生物」または「上皮内新生物」とされた新生物があるときには、その新生物を含みます。

新生物の性状を表す第5桁コード		
悪性新生物	コード番号	
	／3	悪性、原発部位
	／6	悪性、転移部位
	／9	悪性、続発部位
上皮内新生物	／2	悪性、原発部位又は転移部位の別不詳
		上皮内癌 上皮内

	新生物の性状を表す第5桁コード
	非浸潤性 非侵襲性

(注2) その他の所見

細胞学的検査、臨床検査等により認められる異常所見をいいます。

(注3) がん治療サポート共済金特約

このがん治療サポート共済金特約またはこのがん治療サポート共済金特約と支払責任が同一である普通共済約款もしくは特約に基づく共済契約をいいます。

(注4) 保障期間の末日

そのがん治療サポート共済金特約^(注3)が末日前に解除されていた場合にはその解除日とします。

第1条（共済金を支払う場合）

- (1) 当会は、被共済者ががんまたは上皮内新生物と診断確定されたことに対して、この特約、普通共済約款およびこの共済契約に付帯された他の特約の規定に従い、がん治療サポート共済金を支払います。
- (2) 当会は、保障期間中に支払事由が発生した場合に限り、がん治療サポート共済金を支払います。
- (3) 普通共済約款「用語の説明」に規定する支払事由は、この特約においては、第2条（1）（2）の支払事由に該当したことをいいます。

第2条（支払共済金）

- (1) 当会は、被共済者が保障期間中に、下表の各号の支払事由に該当した場合に、下表に従いがん治療サポート共済金を支払います。

共済金の名称		支払事由	共済金の額・支払 限度回数
がん治療サ ポート共済金	①がん 診 断・治療 一時金	次のいずれかに該当したとき ア. 初めてがんと診断確定されたとき イ. 前回のがん 診断・治療一時金の支払事由が生じた日からその日を含めて1年経過した日の翌日以後に病院または診療所 ^(注1) において所定の治療 ^(注2) を行うため入院を開始したとき、または通院をしたとき	支払事由アに該当したとき100万円。 支払事由イに該当したとき50万円。 ア、イを合計して6回。
	②上皮内新 生物 診 断 一 時 金	次のいずれかに該当したとき ア. 初めて上皮内新生物と診断確定されたとき イ. 前回の上皮内新生物 診断一時金の支払事由が生じた日からその日を含めて1年経過した日の翌日以後に、前回の上皮内新生物	支払事由に該当するごとに 1回5万円

共済金の名称		支払事由	共済金の額・支払 限度回数
		とは関係なく、上皮内新生物が新たに生じたと診断確定された場合	

(2) 前回のがん 診断・治療一時金支払事由該当日からその日を含めて1年経過した日の翌日に病院または診療所において所定の治療^(注2)を行うために入院をしている場合は、その日に入院を開始したものとみなしてがん 診断・治療一時金を支払います。

(注1) 病院または診療所

次のいずれかに該当したものとします。

- ① 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。
- ② 上記の場合と同等の日本国外にある医療施設

(注2) 所定の治療

所定の治療とは次のいずれかに該当する治療をいいます。

- ① がんの治療を直接の目的とした治療
- ② がんの再発予防を目的とする抗がん剤またはホルモン剤の投与
- ③ 緩和ケア^(注3)

(注3) 緩和ケア

緩和ケアとはがん性疼痛緩和を目的とした次のいずれかに該当する入院または通院をいいます。

- ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によって、所定の疼痛緩和薬^(注4)の薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院
- ② 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表によって、緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が算定される入院

(注4) 所定の疼痛緩和薬

厚生労働大臣が承認する医薬品のうち、次のいずれにも該当するものをいいます。ただし、手術時等の麻酔導入または手術による傷の痛み止めに伴って使用された医薬品を除きます。

- ① 医薬品にかかる効能または効果に、被共済者が診断確定されたがんの疼痛緩和が含まれ、かつその効能または効果が厚生労働大臣により認められる医薬品
- ② オピオイド鎮痛薬（オピオイド受容体に親和性を示す化合物をいいます）または総務大臣が定める日本標準商品分類において「878麻薬」に分類される医薬品

第3条（がん 診断・治療一時金のお支払いに関する補則）

(1) 当会は、前回の第2条（支払共済金）（1）①アのがん 診断・治療一時金の支払事由に該当した（該当したとみなしたものを含む）診断確定日からその日を含めて1年経過した日の翌日以後に、次のいずれかに該当した場合には、新たに第2条（1）①アの支払事由に該当したとみなし、がん 診断・治療一時金をお支払いします。この場合、その時点におけるがん 診断・治療一時金の支払残回数を消滅させる代わりに、支払限度回数における1回目の支払事由に該当したものとします。

- ① この共済契約が継続契約である場合において原発がん^(注1)を、治療したことにより治癒または寛解状態^(注2)となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定された場合
- ② 原発がん^(注1)とは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合

(2) 当会は第2条（支払共済金）（1）の規定に関わらず、第2条（支払共済金）（①イに該当した日が前項（1）に該当した日と同日だった場合には、がん診断・治療一時金を重複してはお支払いしません。

(注1) 原発がん

この共済契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保障期間中に既に診断確定されたがんをいいます。

(注2) 寛解状態

がんが認められない状態をいいます。

第4条（保障期間と支払責任の関係）

- (1) 第2条（支払共済金）（1）の規定にかかわらず、この共済契約が初年度契約である場合において、被共済者ががんまたは上皮内新生物と診断確定されたときが、保障期間の開始時より前であるときは、当会ががん治療サポート共済金を支払いません。
- (2) 第2条（支払共済金）（1）の規定にかかわらず、この共済契約が継続契約である場合において、被共済者ががんまたは上皮内新生物と診断確定されたときが、この共済契約が継続されてきた初年度契約の保障期間の開始時より前であるときは、当会が共済金を支払いません。

第5条（共済金支払事由が発生したときの通知）

- (1) 被共済者に共済金支払事由が発生した場合は、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者は共済金支払事由が発生した日からその日を含めて30日以内に、当会に通知しなければなりません。この場合において、当会が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被共済者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者は（1）のほか、当会が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には遅滞なく、これを提出し、また当会が行う疾病の調査に協力しなければなりません。
- (3) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が正当な理由がなく（1）もしくは（2）の規定に違反した場合、または（1）の通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会が、それによって当会が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

第6条（共済金の請求）

- (1) 当会に対する共済金請求権は、第2条（支払共済金）（1）「支払事由」のいずれかの状態に該当したときから発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被共済者または共済金を受け取るべき者が、共済金の支払を請求する場合、共済金請求書および次に掲げる書類のうち当会が求めるものを当会に提出しなければなりません。
- ① 疾病の程度を証明する書類^(注)
 - ② その他当会が普通共済約款基本条項第18条（共済金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として共済契約締結の際に当会が交付する書面等において定めたもの
 - ③ 共済金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（共済金の請求を第三者に委任する場合）

(注) 疾病の程度を証明する書類

弊社所定の被保険者以外の医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料および治療等に必要とした費用の領収書、診療明細書をいいます。

第7条（当会の指定する医師が作成した診断書等の要求）

（1）当会は、第5条（共済金支払事由が発生したときの通知）の規定による通知または第6条（共済金の請求）および普通共済約款基本条項第17条（共済金の請求）の規定による請求を受けた場合は、共済金の支払にあたり必要な限度において、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対し当会の指定する医師が作成した被共済者の診断書の提出を求めることができます。

（2）（1）の規定による診断のために要した費用^{（注）}は、当会が負担します。

（注）費用

収入の喪失を含みません。

第8条（代位）

当会ががん治療サポート共済金を支払った場合であっても、被共済者またはその法定相続人がその疾病について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会に移転しません。

第9条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。

条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

第1条（戦争危険等免責の一部修正）

（1）当会は、この特約により、この共済契約に付帯された他の特約の共済金を支払わない場合に関する規定中

「戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動」とあるのは

「戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動。ただし、傷害入院共済金、傷害手術共済金、傷害通院共済金、傷害死亡共済金、傷害後遺障害共済金においては就業外のテロ行為^{（注1）}を除きます。」と読み替えて適用します。

（2）（1）の就業とは、次に掲げる間以外の間をいいます。

①被保険者が役員以外の者である場合は、次のいずれかに該当する間

ア.被保険者がその職業または職務に従事している間^{（注2）}

イ.被保険者が企業等の施設内にいる間

②被保険者が役員等である場合は、役員等としての職務に従事している間^{（注2）}

で、かつ、次のいずれかに該当する間

ア.企業等の就業規則等に定められた正規の就業時間中^{（注3）}

イ.企業等の施設内にいる間および企業等の施設と企業等の他の施設との間を合理的な経路および方法により往復する間

ウ.取引先との契約、会議^{（注4）}などのために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と自宅または企業等との間を合理的な経路および方法により往復する間

（注1）テロ行為

政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

（注2）職務に従事している間

通勤途上を含みます。

（注3）正規の就業時間中

被共済者の休暇中を含みません。

（注4）会議

会食を主な目的とするものを含みません。

第2条（この特約の解除）

第1条（戦争危険等免責の一部修正）により読み替えた他の特約のただし書きの危険が著しく増加し、この特約の引受範囲を超えることとなった場合には、当会は、共済契約者に対する書面による48時間以前の予告をもって、この特約を解除することができます。

第3条（特約解除の効力）

第2条（この特約の解除）の規定による解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第4条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。